

(証券コード1382)

2022年9月8日

株 主 各 位

北海道上川郡東神楽町14号北1番地

株 式 会 社 ホ ー ブ

代表取締役社長 政 場 秀

### 第36回定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第36回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、本株主総会における新型コロナウイルス感染症の感染リスクを避けるため、株主の皆様には当日のご来場をお控えいただき、書面により議決権を行使していただくようお願い申し上げます。また、新型コロナウイルス感染症の拡大防止と株主様全体の公平性への配慮から、一昨年よりご出席の株主様へのお土産の配布を取りやめとさせていただいております。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、議決権の行使期限である2022年9月28日（水曜日）午後5時までに到着するようにご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年9月29日（木曜日）午前10時

2. 場 所 北海道旭川市4条通9丁目1703番地  
旭川北洋ビル 8階 大ホール

（開催場所が昨年と異なります。末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照くださいますようお願い申し上げます。）

#### 3. 会議の目的事項

- 報 告 事 項
1. 第36期（2021年7月1日から2022年6月30日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第36期（2021年7月1日から2022年6月30日まで）計算書類報告の件

#### 決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金処分の件  
第2号議案 定款一部変更の件  
第3号議案 取締役4名選任の件  
第4号議案 監査役3名選任の件

#### 4. 議決権の代理行使に関する事項

代理人による議決権の行使につきましては、議決権を有する他の株主1名を代理人としてその議決権を行使することとさせていただきます。

以 上

- ~~~~~
1. 事業報告、連結計算書類及び計算書類並びに株主総会参考書類に修正をすべき事情が生じた場合は、インターネットの当社ウェブサイト（<https://hob.co.jp/>）において、修正後の事項を掲載させていただきます。
  2. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

## (添付書類)

### 事業報告

(2021年7月1日から  
2022年6月30日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行により国内外での経済活動が制限され、企業収益や雇用環境が大幅に悪化するなどの厳しい環境が続きました。ワクチンの開発・接種が進み、段階的な経済活動の再開が期待されますが、変異株の出現による感染の再拡大など、依然として先行き不透明な状況が続いております。さらに、世界的なエネルギー価格の上昇や原材料価格の高騰、ウクライナ情勢の緊迫化が長期にわたり継続し、景気の先行きに対する不安は一層強まっております。

このような状況の中、当社グループにおきましては、自社品種「夏瑞／なつみずき」（品種登録名「ペチカほのか」）の生食用販売、業務用販売を中心に、いちご果実及びその他青果物の販売に注力してまいりました。

この結果、当連結会計年度の業績は、売上高は2,604,674千円（前期比14.3%減少）、営業利益は148,024千円（前期比39.3%増加）、経常利益は149,666千円（前期比36.8%増加）、親会社株主に帰属する当期純利益は142,243千円（前期比31.3%増加）となりました。

なお、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用しており、従来の方法に比べて、当連結会計年度の売上高は448,837千円減少しております。なお、営業利益、経常利益、税金等調整前当期純利益に与える影響はありません。詳細は、「連結注記表3. 会計方針の変更に関する注記」に記載のとおりであります。

当連結会計年度の当社グループが営む事業は、いちご果実・青果事業、種苗事業、馬鈴薯事業、運送事業の4事業となっております。

セグメントの業績は次のとおりであります。

#### (いちご果実・青果事業)

いちご果実・青果事業の主力商品は業務用いちご果実であります。当連結会計年度においては、夏秋期は「コア」（品種登録名「ペチカエバー」）、「夏瑞／なつみずき」（品種登録名「ペチカほのか」）などの自社開発品種と輸入いちごを、その後は国産促成いちご（とちおとめ、紅ほっぺなど）を

主に販売しております。

自社品種を中心とした夏秋期は、生食向け「夏瑞／なつみずき」について、百貨店等のギフト販売及び量販店での取扱数量が増加いたしました。また、業務用では「夏瑞／なつみずき」を使用したスイーツ等が話題となり、果実販売は概ね順調に推移いたしました。

12月のクリスマス期におきましては、促成いちごの生育が全国的に順調に推移したため、市場への入荷量は潤沢となりました。利益圧縮の要因となっていた固定価格での取引を一部見直したことで、販売数量が減少し、売上高は前年を下回りましたが、利益は確保することができました。

クリスマス期以降は、一転して市場へのいちご果実入荷量が減少いたしました。寒波の影響なども重なり、2月中旬頃まで品薄の状況が続き、いちご市場相場価格は前年よりも高値となりましたが、固定価格での取引の見直しにより、利益圧縮を最小限に抑えることができました。しかしながら、1～5月の販売数量が前年の同時期に比べ減少したために、売上高、利益ともに前年を下回る結果となりました。

また、6月の自社品種「夏瑞／なつみずき」については、好天に恵まれ出荷開始時期が早まった前年に対し、今年は例年並みとなったことで、前年のような販売数量を確保することができませんでした。

その他の青果物におきましては、コンビニエンスストアをはじめとした既存取引先において、フルーツを使用したアイテムの増加に伴い使用量が増加いたしました。当連結会計年度より、「収益認識会計基準」等の適用に伴い、一部の売上高を純額とした影響で売上高が減少したものの、利益は増加いたしました。

この結果、当連結会計年度におけるいちご果実・青果事業の売上高は2,283,266千円（前期比16.6%減少）、営業利益は234,404千円（前期比5.2%増加）となりました。

#### (種苗事業)

種苗事業は、自社いちご品種の「ペチカほのか」（商品名「夏瑞／なつみずき」）と「ペチカエバー」（商品名「コア」）を生産販売しております。自社いちご品種苗の販売先となる生産者は、一部を除き、栽培契約に基づいて、生産するいちご果実を当社に出荷しております。

当連結会計年度におきましては、新規に栽培を始める生産者があった一方で、既存生産者の栽培休止や規模縮小の影響もあり、自社品種の種苗売上高は減少いたしました。しかしながら、夏秋いちご品種の共同開発事業に伴う収入があったことで、売上高、利益ともに増加いたしました。

この結果、当連結会計年度における種苗事業の売上高は90,347千円（前期比21.5%増加）、営業利益は50,298千円（前期比51.9%増加）となりました。

#### （馬鈴薯事業）

馬鈴薯事業は、主に種馬鈴薯の生産販売、仕入販売と、青果馬鈴薯の仕入販売からなり、主要売上品である種馬鈴薯には、秋から春にかけて販売する春作と夏に販売する秋作の2体系がありますが、そのメインは春作種馬鈴薯です。

春作の種馬鈴薯において、生産地の高温、干ばつなどの天候不順の影響で、生産量が大幅に減少いたしました。このような状況下でも、オリジナル品種を中心に仕入数量の確保に努めたことで販売数量は前期を上回り、さらに採算性を重視した販売を継続したことにより、利益についても前期を上回りました。

この結果、当連結会計年度における馬鈴薯事業の売上高は134,971千円（前期比0.5%増加）、営業利益は8,524千円（前期比103.8%増加）となりました。

#### （運送事業）

運送事業は、連結子会社「株式会社エス・ロジスティックス」が行っております。関東圏を中心とした事業展開で当社の商品配送を中核としつつ、一般荷主からの配送業務受託も行っております。

当連結会計年度におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、配送の中止を余儀なくされたところがありました。新規配送の獲得により売上高の増加を図るとともに、外注配送を自社配送へ切り替えることにより、売上原価の抑制を行いました。併せて経費削減に努め、利益の確保を図ってきたことで、売上高、利益ともに前期を上回りました。

この結果、当連結会計年度における運送事業の売上高は、96,089千円（前期比5.0%増加）、営業利益は9,733千円（前期比31.2%増加）となりました。

## (2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施しました設備投資の総額は21,393千円であります。

その主なものは、当社の物流センターの冷却機器の更新（8,500千円）、実験室の整備（5,108千円）、フォークリフトの購入（2,828千円）及び中富良野研究農場のビニールハウスのビニール張替え（2,070千円）であります。

## (3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

## (4) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区分	第33期 (2019年6月期)	第34期 (2020年6月期)	第35期 (2021年6月期)	第36期 (2022年6月期)
売上高(千円)	3,591,228	3,230,299	3,039,041	2,604,674
経常利益(千円)	49,207	26,731	109,438	149,666
親会社株主に帰属する 当期純利益(千円)	44,633	28,948	108,305	142,243
1株当たり当期純利益(円)	58.59	38.00	142.17	186.73
総資産額(千円)	1,030,435	970,616	974,949	1,081,368
純資産額(千円)	439,777	468,527	577,179	719,374
1株当たり純資産額(円)	577.30	615.04	757.71	944.38

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

## (5) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

### ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	事業内容
株式会社エス・ロジスティックス	40百万円	100.0%	運送事業

## (6) 対処すべき課題

### ①いちご果実・青果事業の収益拡大

当社は、夏秋期において自社いちご品種「ペチカほのか（商品名：夏瑞／なつみずき）」「ペチカエバー（商品名：コア）」を中心に販売しております。

「夏瑞／なつみずき」は、その食味の良さが評価され、生食用の販売拡大、業務用としても商品の定番化が進み、着実に消費者に浸透してまいりました。生産者の高齢化等を理由に自社品種の栽培面積は減少傾向にありますが、「夏瑞／なつみずき」の生食用を主体とした販売をさらに推進してまいります。また、収量性の高い「コア」及び他品種も併用することで、夏秋期におけるいちご果実の利益率の向上をはかり、収益の安定化を目指してまいります。

また、促成いちご販売時期においては、採算性を重視した販売体制を継続いたします。さらに、業務の効率化を図ることで経費を削減し、事業全体としての利益向上に努めます。

### ②種苗事業の収益拡大

近年の気象条件は、栽培環境の変化をもたらしております。また、生産者の高齢化等により、種苗の販売本数が減少傾向にあります。

「ペチカほのか」は、これまでの夏いちごにはない食味の良さから非常に高い評価を受けております。また、「ペチカエバー」については収量性や秀品率が極めて高いという特長を有しております。これら2品種の優位性を十分に活かし、国内への産地展開を図るとともに、海外も視野に入れた事業を推進することで、種苗事業の収益拡大に努めます。

さらに、近年の猛暑等の気象変動に対応すべく、温暖で高温環境となる地域でも栽培を可能とする耐暑性に優れた夏秋いちごの新品種開発、温度、湿度、光などの環境を制御した中での優良果実の生産方法の確立に取り組んでまいります。

### ③馬鈴薯事業における利益の改善

馬鈴薯事業においては、主に種馬鈴薯の生産販売及び仕入販売を行っております。当社は、国内の一般品種とは異なる食味や色、加工適性、病虫害抵抗性といった特長を持つ海外品種の国内販売権を有しております。これら海外オリジナル品種の優位性を活かした販売に努めるとともに、一般品種も含め、適正な数量の仕入管理を継続することで、さらに利益の改善に努めます。

#### ④運送事業の収益の維持向上

運送事業を行う子会社「株式会社エス・ロジスティックス」は、営業基盤を関東圏に特化し、事業を展開しております。今後は特に、人員の拡充を図りながら、新規荷主の獲得及び提携業者の拡大を目指した営業を推進いたします。同時に配送業務の効率化を図り、収益の維持向上を図ります。

#### ⑤人材の育成について

当社の事業は、農業に密接に関わっており、夏秋いちごの生産指導を生産者に対して行っております。近年の気象条件などの自然環境は多様に変化し、それに対応した生産指導が必要となります。机上の学習だけでは得ることができない経験を通じて学んでいくことが重要であるため、当社が蓄積してきたノウハウや技術を社内で共有・継承していくために、今後も優秀な人材の育成に努める方針であります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご指導とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

### (7) 主要な事業内容（2022年6月30日現在）

当社グループは、種苗の研究開発、種苗の生産販売、夏秋いちご「ペチカほのか（商品名 夏瑞／なつみずき）」及び「ペチカエバー（商品名 コア）」をはじめとした、いちご果実及び青果類の仕入販売を主な事業としております。

事業区分	主要製商品及び業務	売上高 (千円)	構成比 (%)
いちご果実・ 青果事業	いちご果実・青果・農業用資材	2,283,266	87.6
(内訳)	いちご果実（自社品種・その他いちご果実）	1,980,451	76.0
	青果（ブルーベリー、バナナ等）	224,078	8.6
	資材（農業用生産・出荷用資材）	78,735	3.0
種苗事業	自社品種いちご苗・その他種苗（食用ユリ等） 四季成りいちごの栽培・育種技術に関する業務受託	90,347	3.5
馬鈴薯事業	種馬鈴薯・青果馬鈴薯	134,971	5.2
運送事業	配送業務	96,089	3.7

(8) 主要な事業所（2022年6月30日現在）

事業所名	所在地
本社	北海道上川郡東神楽町
東京本部	東京都江戸川区
中富良野研究農場	北海道空知郡中富良野町
東神楽研究圃場	北海道上川郡東神楽町
東神楽物流センター	北海道上川郡東神楽町
株式会社エス・ロジスティックス	埼玉県川口市

(注) 株式会社エス・ロジスティックスの登記上の所在地は北海道上川郡東神楽町であります。

(9) 従業員の状況（2022年6月30日現在）

① 企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数（名）	前連結会計年度末比増減
いちご果実・青果事業	12（14）	1名増（－）
種苗事業	6（5）	2名減（－）
馬鈴薯事業	1（－）	－（－）
運送事業	17（－）	1名増（－）
全社（共通）	6（2）	－（－）
合計	42（21）	－（－）

(注) 1 従業員数は就業人員であり、従業員数欄の（ ）外書きは、臨時従業員の年間平均雇用人員であります。

2 全社（共通）として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門及び研究開発部門に所属しているものであります。

② 当社の従業員の状況

従業員数（名）	前事業年度末比増減	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）
25（21）	－名（－名）	40.1	12.5

(注) 従業員数は就業人員であり、従業員数欄の（ ）外書きは、臨時従業員の年間平均雇用人員であります



(10) 主要な借入先及び借入額（2022年6月30日現在）

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 北 海 道 銀 行	16,004千円

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 株式に関する事項（2022年6月30日現在）

(1) 発行可能株式総数 2,648,000株

(2) 発行済株式の総数 762,000株

(3) 当期末現在株主数 882名

(4) 発行済株式の総数に対する保有割合の高い株主（上位10名）

順位	株主名	持株数	持株比率
1	高橋 巖	305,000株	40.04%
2	佐藤 悠大	28,100株	3.69%
3	楽天証券(株)	26,200株	3.44%
4	高橋 ゆかり	22,000株	2.89%
5	酒井 直行	17,200株	2.26%
6	鈴木 直則	16,000株	2.10%
6	(株)北海道銀行	16,000株	2.10%
8	武山 良夫	10,700株	1.40%
9	奥野 達夫	10,000株	1.31%
10	新沼 吾史	9,000株	1.18%

(注) 持株比率は、自己株式（259株）を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

## 4. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役及び監査役の状況（2022年6月30日現在）

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
高橋 巖	代表取締役 会長	
政場 秀	代表取締役 社長	株式会社エス・ロジスティックス代表取締役社長
柿本輝明	取締役	弁護士 株式会社エヌ・ピー・シー社外監査役 協和化学工業株式会社社外取締役
馬場文秀	取締役 経営管理部長	株式会社エス・ロジスティックス取締役
堤 直美	常勤監査役	公認会計士
伊藤 隆	監査役	公認会計士
上田 恵一	監査役	公認会計士

- (注) 1. 取締役 柿本輝明氏は、社外取締役であります。
2. 監査役 堤直美氏、伊藤隆氏及び上田恵一氏の3名は、社外監査役であります。なお、堤直美氏、伊藤隆氏及び上田恵一氏の3名とも公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 取締役 柿本輝明氏、監査役 堤直美氏、伊藤隆氏及び上田恵一氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 当社は、定款において取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めております。これに基づき、社外取締役である柿本輝明氏、社外監査役である堤直美氏、伊藤隆氏及び上田恵一氏は、当社との間で当該責任限定契約を締結しております。その契約内容の概要は次のとおりであります。
- ・取締役及び監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第427条第1項の規定に基づき、法令で定める限度額を限度として、その責任を負う。
  - ・上記の責任限定が認められるのは、当該取締役及び監査役が責任の原

因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

## (2) 取締役及び監査役の報酬等

### ① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月19日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

#### a. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして機能させることを目的として決定されることを基本方針としております。

#### b. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の報酬は、月例の金銭報酬である固定報酬（以下「基本報酬」という）のみとし、会社法施行規則に定める業績連動報酬等及び非金銭報酬等は支給しないこととしております。

また、当社の取締役に対する基本報酬は、当社の業績や経営内容、社会情勢、各役割に応じた貢献度合い、在任年数のほか他社水準等を考慮しながら総合的に勘案して、毎期の定時株主総会開催後に開催される取締役会において、株主総会によって決議された報酬総額の範囲内において決定されるものとしております。

### ② 当事業年度に係る報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)		対象となる 役員の員数
		基本報酬	退職慰労金	
取締役 (うち社外取締役)	41,115 (5,400)	36,600 (5,400)	4,515 (—)	4名 (1名)
監査役 (うち社外監査役)	7,200 (7,200)	7,200 (7,200)	— (—)	3名 (3名)
合計 (うち社外役員)	48,315 (12,600)	43,800 (12,600)	4,515 (—)	7名 (4名)

(注) 1. 取締役の報酬限度額は、1993年2月28日開催の第6回定時株主総会において年額300,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終了時点の取締役の員数は3名です。

2. 監査役の報酬限度額は、1993年2月28日開催の第6回定時株主総会において年額50,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は1名です。
3. 退職慰労金には、役員退職慰労引当金の当期繰入額を記載しております。

### (3) 社外役員に関する事項

#### ① 重要な兼職先と当社との関係

取締役柿本輝明氏は、株式会社エヌ・ピー・シーの社外監査役であります。なお、当社と株式会社エヌ・ピー・シーとの間に特別の関係はありません。また、同氏は協和化学工業株式会社の社外取締役であります。当社と同社との間に、いちご品種に係る共同開発を行うことを目的とした取引関係があります。

#### ② 当該事業年度における主な活動状況

氏名	会社役員の地位	主な活動状況
柿本輝明	取締役	当事業年度中の取締役会は17回開催され、同氏はその全てに出席しております。同氏は弁護士であり、取締役会において、コンプライアンスの面から適宜に必要な発言を行っております。また、法律専門家としての豊富な見識に基づき、コンプライアンスに関する事項への助言など、社外取締役に求められる役割・責務を十分に発揮しております。
堤直美	常勤監査役	当事業年度中の取締役会は17回開催され、同氏はその全てに出席し、監査役会は12回開催され、同氏はその全てに出席しております。同氏は公認会計士の資格を有しており、取締役会並びに監査役会において、専門的見地から適宜に必要な発言を行っております。

氏名	会社役員の地位	主な活動状況
伊藤 隆	監査役	<p>当事業年度中の取締役会は17回開催され、同氏はその全てに出席し、監査役会は12回開催され、同氏はその全てに出席しております。同氏は公認会計士の資格を有しており、取締役会並びに監査役会において、専門的見地から適宜に必要な発言を行っております。</p>
上田恵一	監査役	<p>当事業年度中の取締役会は17回開催され、同氏はその全てに出席し、監査役会は12回開催され、同氏はその全てに出席しております。同氏は公認会計士の資格を有しており、取締役会並びに監査役会において、専門的見地から適宜に必要な発言を行っております。</p>

## 5. 会計監査人の状況

(1) 名称 監査法人ハイビスカス

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	10,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	10,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが、適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制については、以下のとおり整備しております。

### (1) 当社及び当社子会社の取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

取締役及び使用人による法令・定款の遵守が、あらゆる企業活動の前提であるとの認識のもと、すべての取締役は、そのための体制や施策等を整備する権限と責任を有し、経営管理部門担当役員は当社の法令遵守に対する取組みを横断的に推進する。この施策の一つとして、法令違反等の早期発見と是正を図るため、使用人が社内の法令違反又は不正行為を内部通報する仕組みを定める。

### (2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

当社は、取締役会をはじめとする重要な会議での意思決定に関する記録や、その他取締役の職務の執行に係る重要な文書や情報を、法令や社内規程にそって適切に保存・管理する。取締役及び監査役は、法令や社内規程に従い常時これらの文書等を閲覧できるものとする。

### (3) 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

取締役は、リスク管理のための体制や施策等を整備する権限と責任を有し、経営管理部門担当役員は当社の法令遵守に対する取組みを横断的に推進する。

### (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・ 取締役の職務分担を明確にし、業務分掌や職務権限に係る社内規程を設け、役割分担や指揮命令関係などを通じて業務の効率的な遂行を図る。
- ・ 定例の取締役会を原則として月1回開催するとともに、必要に応じて臨時に開催し、業務執行上の重要事項の決定並びに取締役の業務執行の状況の監督を行う。
- ・ 管理会計制度を充実させ、取締役会において定期的に管理会計上の実績を報告することにより、部門ごとの業績管理の徹底を図る。
- ・ 当社子会社においても、その規模に応じて当社の規程に準じた、社内規程等の整備を行わせるものとする。

### (5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・ 当社は、子会社管理規程を定め、子会社における経営上の重要事項の決定を当社の事前承認事項とすること等により、子会社の経営管理を行う。



- ・ 監査役は、取締役の職務の執行を監査する必要があるときは、子会社に対して営業又は会計に関する報告を求め、業務及び財産の状況を調査する。
  - ・ 内部監査室は、内部監査規程に基づき子会社の内部監査を実施し、内部管理体制等の適切性・有効性を検証する。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項**
- ・ 現在、監査役の職務を補助すべき専任の使用人は存在しないが、監査役から求められた場合には、内部監査室が、監査業務の専門性、独立性に配慮しつつ必要に応じて補助するとともに、追加の使用人の人材選定にあたり監査役と協議する。
  - ・ 監査役の職務を補助すべき使用人は、監査役が指示した業務については、監査役以外の者からの指揮命令を受けない。
  - ・ 監査役の監査にあたって、監査役が要望する場合には、内部監査室の監査結果を活用することができる。
  - ・ 内部監査室は監査役との協議の上、監査役が要望する場合には、内部監査を実施し、その結果を監査役に報告する。
- (7) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制**
- ・ 当社の取締役は、監査役の出席する、取締役会等重要な会議において随時執行状況の報告を行う。
  - ・ 当社グループの取締役及び使用人は、当社に重大な影響を及ぼすおそれのある事項、法令・定款違反行為、取締役の不正行為並びに内部通報制度による通報内容のうち重大なものを、速やかに監査役又は監査役会に報告する。
  - ・ 当社は、当社グループの監査役へ報告を行った当社グループの役員及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを禁止し、その旨を当社グループ役員及び使用人に周知徹底する。
- (8) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該執行について生ずる費用又は償還の処理に係る方針に関する事項**
- 当社は、監査役が職務の執行について、必要な費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務に必要でないとは認められた場合を除き、速やかにこれに応ずるものとする。

### (9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・代表取締役は、監査役との間で定期的に意見交換を行う機会を設ける。
- ・監査役は、会計監査人と、両者の監査業務の品質及び効率を高めるための緊密な連携を図る。
- ・取締役は監査役が社内の重要な会議等に参加する機会を確保する。

### (10) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記の業務の適正を確保するための体制について、体制の整備当初から、内部統制システムの整備及び運用状況について継続的に確認し調査を実施しており、取締役会にその内容を報告しております。また、確認調査の結果判明した問題点につきましては、是正措置を行い、より適切な内部統制システムの運用に努めております。なお、当連結会計年度に実施した当社グループにおける内部統制システムの主な運用状況は以下のとおりであります。

#### ・コンプライアンス

取締役及び使用人による法令・定款の遵守が、あらゆる企業活動の前提であるとの認識のもと、年間を通じて全役職員にその方針の周知に努める他、法令違反等の早期発見と是正を図るため、当社担当取締役及び第三者機関を窓口とした内部通報制度を運用しております。

#### ・リスク管理体制

取締役は、リスク管理のための体制や施策等を整備する権限と責任を保持して業務を執行しております。なお、当連結会計年度においては取締役会を17回開催し、法令等に定められた事項や、予算の策定等経営に関する重要事項を決定し、月次の経營業績の分析・対策・評価を検討するとともに、法令・定款等への適合性及び業務の適正性の観点から審議いたしました。

また、生産物安全性について、当社グループが被る損失又は不利益を最小限とするために危機管理マニュアルを整備し、リスクが顕在化した場合には対策委員会を設置して、その指揮のもとに迅速な対応を行う体制を確立しております。

#### ・監査役の監査体制

当社の監査役は、定時ないし臨時に監査役会を開催し、情報交換を行い、取締役会等の重要な会議に参加し、また、稟議書等を常時閲覧することを通じて監査の実効性の向上を図っております。また、会計監査人、内部監査室等と必要に応じて双方向的な情報交換を実施することで当社の内部統制システム全般をモニタリングするとともに、より効率的な運用について助言を行っております。

## 連結貸借対照表

(2022年6月30日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
流動資産	924,000	流動負債	217,146
現金及び預金	505,030	買掛金	106,730
売掛金	366,604	1年内返済予定の長期借入金	3,996
棚卸資産	41,192	未払金	42,274
その他	11,531	未払法人税等	20,207
貸倒引当金	△358	その他	43,938
固定資産	157,367	固定負債	144,847
有形固定資産	89,769	長期借入金	12,008
建物及び構築物	39,955	資産除去債務	3,167
機械装置及び運搬具	8,798	退職給付に係る負債	41,042
土地	37,400	役員退職慰労引当金	88,630
その他	3,615	負債合計	361,994
投資その他の資産	67,597	純資産の部	
繰延税金資産	33,402	株主資本	719,374
その他	34,198	資本金	421,250
貸倒引当金	△2	資本剰余金	110,791
資産合計	1,081,368	利益剰余金	187,611
		自己株式	△278
		純資産合計	719,374
		負債・純資産合計	1,081,368

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結損益計算書

(2021年7月1日から  
2022年6月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		2,604,674
売上原価		1,920,141
売上総利益		684,533
販売費及び一般管理費		536,509
営業利益		148,024
営業外収益		
受取利息	4	
受取配当金	22	
投資有価証券売却益	136	
債務勘定整理益	2,076	
その他	846	3,087
営業外費用		
支払利息	118	
支払補償費	1,229	
その他	97	1,445
経常利益		149,666
特別利益		
固定資産売却益	206	206
特別損失		
固定資産除却損	0	0
税金等調整前当期純利益		149,873
法人税、住民税及び事業税	24,826	
法人税等調整額	△17,196	7,629
当期純利益		142,243
親会社株主に帰属する当期純利益		142,243

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

（2021年7月1日から）  
（2022年6月30日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2021年7月1日 残高	421,250	432,250	△276,090	△278	577,131
連結会計年度中の変動額					
準備金から剰余金への振替		△321,458	321,458		—
親会社株主に帰属する当期純利益			142,243		142,243
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	—	△321,458	463,701	—	142,243
2022年6月30日 残高	421,250	110,791	187,611	△278	719,374

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計	
2021年7月1日 残高	47	47	577,179
連結会計年度中の変動額			
準備金から剰余金への振替			—
親会社株主に帰属する当期純利益			142,243
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	△47	△47	△47
連結会計年度中の変動額合計	△47	△47	142,195
2022年6月30日 残高	—	—	719,374

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結注記表

### 1. 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

### 2. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

#### (1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数……………1社

連結子会社の名称……………株式会社エス・ロジスティックス

#### (2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

#### (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

#### (4) 会計方針に関する事項

##### ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

##### イ 有価証券の評価基準及び評価方法

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法に基づく原価法を採用しております。

##### ロ 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品……………主として個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

製品、原材料、仕掛品及び貯蔵品……………移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

##### ② 重要な固定資産の減価償却の方法

有形固定資産……………主として定率法

（リース資産を除く）ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

### ③ 重要な引当金の計上基準

- イ 貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、当社及び連結子会社は一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ロ 役員退職慰労引当金…役員退職慰労金の支出に備えるため、当社は内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

### ④ 退職給付に係る会計処理の方法

当社及び連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算上、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

### ⑤ 重要な収益及び費用の計上基準

顧客との契約から生じる収益に関し、当社グループの主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

いちご果実・青果事業、種苗事業、馬鈴薯事業については、主にいちご果実、青果、自社品種いちご苗、種・青果馬鈴薯の販売を行っており、運送事業については、主に商品等の配送業務を行っております。顧客に対して商品等を納入することを履行義務として識別しており、顧客の検収時点において顧客が当該商品等に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、当該時点で収益を認識しております。

また、一部の取引について、顧客への財又はサービスの提供における当社グループの役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る額から仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識しております。

なお、当社グループの各事業における主な支払条件は履行義務の充足時点から通常1ヶ月以内であり、履行義務に対する対価に重要な金融要素は含まれておりません。

## 3. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

これにより、一部の取引について、従来は、顧客から受け取る対価の総額を収益として認識しておりましたが、顧客への財又はサービスの提供における当社グループの役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る額から仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、従来の方法と比べて、当連結会計年度の売上高及び売上原価が448,837千円減

少しておりますが、営業利益、経常利益、税金等調整前当期純利益に与える影響はありません。また、利益剰余金の当期首残高に与える影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

また、「8. 金融商品に関する注記」において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。

#### 4. 表示方法の変更に関する注記

連結損益計算書

前連結会計年度まで区分掲記して表示しておりました「助成金収入」(当連結会計年度は70千円)は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より、営業外収益の「その他」に含めて表示しております。

#### 5. 会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産の回収可能性

##### (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

	当連結会計年度
繰延税金資産	33,402千円

##### (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産は、将来減算一時差異の解消又は税務上の繰越欠損金の課税所得との相殺により、将来の税金負担額を軽減する効果を有すると認められる範囲内で認識しています。繰延税金資産の回収可能性の判断においては、事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額を見積っています。このような見積りは、過去からの需要動向や市場価格等を勘案した販売数量及び販売単価の仮定に基づいておりますが、将来の不確実な天候条件や経済条件の変動等によって実際の結果と異なる場合があります、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。



## 6. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額		460,761千円
(2) 棚卸資産の内訳	商品及び製品	19,735千円
	仕掛品	17,666千円
	原材料及び貯蔵品	3,790千円

## 7. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

### (1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数(株)	当連結会計年度増加株式数(株)	当連結会計年度減少株式数(株)	当連結会計年度末の株式数(株)
普通株式	762,000	—	—	762,000

### (2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数(株)	当連結会計年度増加株式数(株)	当連結会計年度減少株式数(株)	当連結会計年度末の株式数(株)
普通株式	259	—	—	259

### (3) 剰余金の配当に関する事項

#### ① 配当金支払額

該当事項はありません。

#### ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2022年9月29日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	41,895千円	55円	2022年 6月30日	2022年 9月30日

### (4) 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

## 8. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金調達については銀行借入による方針です。なお、デリバティブ取引は行っておりません。

#### ② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては与信管理規程に従い、主な取引先の信用状況を毎年把握する体制をとるとともに主要な取引先の財務状況を適宜モニタリングし、回収懸念の早期把握、軽減措置を図っております。連結子会社についても、当社の与信管理規程に準じて同様の管理を行っています。

投資有価証券は、取引先企業との業務連携等に関連する株式であり、市場価格の変動リ

スクに晒されております。当該リスクに関しては、定期的に時価を把握しモニタリングを行っております。

営業債務である買掛金は、1年以内の支払期日です。

借入金は、営業取引に係る資金調達です。そのうち長期借入金（原則として5年以内）については、固定金利を選択するなどして支払金利の変動リスクの回避を図っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年6月30日（当連結会計年度の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 長期借入金 (※2)	16,004	16,004	—
負債計	16,004	16,004	—

※1 「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。

※2 長期借入金には、1年内返済予定の長期借入金が含まれております。

※3 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	505,030	—	—	—
売掛金	366,604	—	—	—
合計	871,635	—	—	—

※4 借入金の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	3,996	3,996	3,996	4,016	—	—
合計	3,996	3,996	3,996	4,016	—	—

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価  
 時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

- ① 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品  
 該当事項はありません。
- ② 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品  
 当連結会計年度（2022年6月30日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	16,004	—	16,004
負債計	—	16,004	—	16,004

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## 9. 賃貸等不動産に関する注記

該当事項はありません。

## 10. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント					合計
	いちご果 実・青果	種苗	馬鈴薯	運送	計	
一時点で移転される財又はサービス	2,283,266	40,347	134,971	96,089	2,554,674	2,554,674
一定の期間にわたり移転される財又はサービス	—	50,000	—	—	50,000	50,000
顧客との契約から生じる収益	2,283,266	90,347	134,971	96,089	2,604,674	2,604,674
外部顧客への売上高	2,283,266	90,347	134,971	96,089	2,604,674	2,604,674

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「2. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記 ⑤重要な収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約負債の残高

(単位：千円)

	当連結会計年度
契約負債（期首残高）	23,487
契約負債（期末残高）	23,514

(注) 契約負債は主に、種苗事業における役務提供完了前に顧客から受け取った対価であり、一定期間の時の経過により収益へ振り替えられます。連結貸借対照表上、契約負債は流動負債の「その他」に計上しており、当連結会計年度において認識した収益のうち、期首の契約負債に含まれていたものは、23,487千円であります。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社においては、予想契約期間が1年を超える取引はありません。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない金額はありません。

11. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	944.38円
1株当たり当期純利益	186.73円

12. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

13. その他の注記

新型コロナウイルス感染症拡大の影響について、翌連結会計年度を通じて一定の影響を受けると仮定して、繰延税金資産の回収可能性や固定資産の減損等の会計上の見積りを行っております。

今後の広がり方や収束時期等を正確に予測することは困難である中で慎重に検討はしておりますが、仮に新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響が想定以上に長期化するなど、見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、上記の見積りの結果に影響し、翌連結会計年度以降の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

## 貸借対照表

(2022年6月30日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
流動資産	851,752	流動負債	200,513
現金及び預金	445,139	買掛金	101,655
売掛金	355,611	1年内返済予定の長期借入金	3,996
商品及び製品	19,735	未払金	39,621
仕掛品	17,666	未払費用	2,451
原材料及び貯蔵品	3,607	未払法人税等	17,438
前払費用	5,263	前受金	23,514
その他	5,086	預り金	2,460
貸倒引当金	△358	その他	9,376
固定資産	148,501	固定負債	133,335
有形固定資産	88,527	長期借入金	12,008
建物	19,135	資産除去債務	2,531
構築物	20,820	退職給付引当金	30,166
機械及び装置	4,116	役員退職慰労引当金	88,630
車両運搬具	3,588	負債合計	333,849
工具器具備品	3,467	純資産の部	
土地	37,400	株主資本	666,404
投資その他の資産	59,973	資本金	421,250
出資金	78	資本剰余金	110,791
長期前払費用	627	資本準備金	110,791
繰延税金資産	28,630	利益剰余金	134,641
敷金及び保証金	22,396	利益準備金	5,000
その他	8,244	その他利益剰余金	129,641
貸倒引当金	△2	繰越利益剰余金	129,641
資産合計	1,000,253	自己株式	△278
		純資産合計	666,404
		負債・純資産合計	1,000,253

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 損益計算書

(2021年7月1日から  
2022年6月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		2,508,585
売 上 原 価		1,859,676
売 上 総 利 益		648,909
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		510,618
営 業 利 益		138,290
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	26	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	136	
そ の 他	2,272	2,436
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	118	
そ の 他	1,327	1,445
経 常 利 益		139,281
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	6	6
税 引 前 当 期 純 利 益		139,288
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	21,157	
法 人 税 等 調 整 額	△16,511	4,646
当 期 純 利 益		134,641

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

（2021年7月1日から  
2022年6月30日まで）

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
2021年7月1日 残高	421,250	432,250	432,250	5,000	△326,458	△321,458	△278	531,762
事業年度中の変動額								
準備金から剰余金への振替		△321,458	△321,458		321,458	321,458		-
当期純利益					134,641	134,641		134,641
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）								
事業年度中の変動額合計	-	△321,458	△321,458	-	456,100	456,100	-	134,641
2022年6月30日 残高	421,250	110,791	110,791	5,000	129,641	134,641	△278	666,404

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額 等合計	
2021年7月1日 残高	47	47	531,810
事業年度中の変動額			
準備金から剰余金への振替			-
当期純利益			134,641
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	△47	△47	△47
事業年度中の変動額合計	△47	△47	134,594
2022年6月30日 残高	-	-	666,404

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 1. 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

### 2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式……移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法に基づく原価法を採用しております。

#### (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品……主として個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

製品、原材料、仕掛品及び貯蔵品……移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

#### (3) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産……主として定率法

（リース資産を除く）ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

#### (4) 引当金の計上基準

貸倒引当金……債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

退職給付引当金……従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

役員退職慰労引当金…役員退職慰労金の支出に備えるため、当社は内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

#### (5) 重要な収益及び費用の計上基準

顧客との契約から生じる収益に関し、当社の主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

いちご果実・青果事業、種苗事業、馬鈴薯事業については、主にいちご果実、青果、



自社品種いちご苗、種・青果馬鈴薯の販売を行っております。顧客に対して商品等を納入することを履行義務として識別しており、顧客の検収時点において顧客が当該商品等に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、当該時点で収益を認識しております。

また、一部の取引について、顧客への財又はサービスの提供における当社の役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る額から仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識しております。

なお、当社の各事業における主な支払条件は履行義務の充足時点から通常1ヶ月以内であり、履行義務に対する対価に重要な金融要素は含まれておりません。

### 3. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

これにより、一部の取引について、従来は、顧客から受け取る対価の総額を収益として認識しておりましたが、顧客への財又はサービスの提供における当社グループの役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る額から仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の繰越利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、従来の方法と比べて、当事業年度の売上高及び売上原価が448,837千円減少しておりますが、営業利益、経常利益、税引前当期純利益に与える影響はありません。また、繰越利益剰余金の当期首残高に与える影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。なお、計算書類に与える影響はありません。

### 4. 表示方法の変更に関する注記

該当事項はありません。

### 5. 会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

	当事業年度
繰延税金資産残高	28,630千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表「5. 会計上の見積りに関する注記」の内容と同一であります。

#### 6. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 408,510千円

(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債務 7,974千円

#### 7. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

仕入高 14,453千円

その他営業費用 123,186千円

#### 8. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式 259株

## 9. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

貸倒引当金	110千円
未払事業税	1,326千円
繰越欠損金	104,680千円
棚卸資産	762千円
退職給付引当金	9,188千円
減損損失累計額	37,664千円
役員退職慰労引当金	26,996千円
関係会社株式評価損	12,184千円
資産除去債務	771千円
その他	39千円
繰延税金資産の小計	193,724千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△80,722千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△84,371千円
評価性引当額の小計	△165,093千円
繰延税金資産の合計	28,630千円
繰延税金資産の純額又は繰延税金負債の純額 (△)	28,630千円

## 10. 関連当事者との取引に関する注記

子会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	株式会社エス・ロジスティックス	100%	当社商製品の配送 役員の兼任	いちご果実等配送	137,640	買掛金 未払金	865千円 7,109千円

取引条件ないし取引条件の決定方針等

商品の配送運賃についての、価格その他の取引条件は、一般的な取引条件と同様に決定しております。

## 11. 収益認識に関する注記

(顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結注記表 10. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

## 12. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	874.84円
1株当たり当期純利益	176.76円

### 13. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

### 14. その他の注記

新型コロナウイルス感染症拡大の影響について、翌事業年度を通じて一定の影響を受けると仮定して、繰延税金資産の回収可能性や固定資産の減損等の会計上の見積りを行っております。

今後の広がり方や収束時期等を正確に予測することは困難である中で慎重に検討はしておりますが、仮に新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響が想定以上に長期化するなど、見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、上記の見積りの結果に影響し、翌事業年度以降の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2022年8月12日

株式会社ホープ  
取締役会 御中

### 監査法人ハイビスカス 札幌事務所

指定社員 公認会計士 堀口佳孝  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 北村ルミ子  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ホープの2021年7月1日から2022年6月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ホープ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2022年8月12日

株式会社ホープ  
取締役会 御中

### 監査法人ハイビスカス 札幌事務所

指定社員 公認会計士 堀口佳孝  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 北村ルミ子  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ホープの2021年7月1日から2022年6月30日までの第36期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上



## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年7月1日から2022年6月30日までの第36期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人ハイビスカスの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人ハイビスカスの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年8月16日

株 式 会 社 ホ ー プ 監 査 役 会

常勤監査役(社外監査役)	堤	直 美	Ⓔ
監 査 役(社外監査役)	伊 藤	隆	Ⓔ
監 査 役(社外監査役)	上 田	恵 一	Ⓔ

以 上

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題の一つとして位置付け、利益配分について、将来の事業展開と経営体質強化のために必要な内部留保を確保しながら、安定配当を継続、維持しつつ業績を考慮して、積極的な配当政策を行うことを基本方針としております。

この方針に基づき、当期の期末配当につきましては、当期の業績及び今後の経営環境等を総合的に勘案して以下のとおりといたしたいと存じます。

また、当社は2022年6月22日をもちまして、創立35周年を迎えました。これもひとえに株主の皆様のご支援の賜物と厚く御礼申し上げます。

つきましては、株主の皆様へ感謝の意を表するため、普通配当に加え記念配当を実施することとし、以下のとおりいたしたく存じます。

#### (1) 配当財産の種類

金銭

#### (2) 配当財産割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき55円（うち普通配当50円、記念配当5円）

配当総額41,895,755円

#### (3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

2022年9月30日

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行され、株主総会資料の電子提供制度が導入されたことに伴い、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられたことから、変更案第18条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第18条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第18条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
<u>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u> 第18条 当社は、株主総会の招集に際し、 <u>株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u>	（削 除）

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p><u>第18条</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</p> <p><u>(附則)</u></p> <p><u>(株主総会資料の電子提供等に関する経過措置)</u></p> <p>2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第18条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。</p> <p>2 本附則は、2022年9月1日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

### 第3号議案 取締役4名選任の件

当社現任取締役4名全員は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
1	たか はし いわお 高橋 巖 (1953年1月26日生)	1979年4月 金印わさび株式会社入社 1987年6月 当社設立 代表取締役社長就任 1997年8月 株式会社西村(2001年10月1日付で当社と合併) 代表取締役社長就任 1998年10月 同社代表取締役会長就任 2013年9月 当社代表取締役会長就任(現任)	305,000株
		<p>[取締役候補者とした理由]</p> <p>当社創業者であり、長年に亘り社長として当社の経営を牽引、現在は代表取締役会長を務めております。引続き豊富な経験や見識を活かして、当社グループの発展に貢献することができることから、選任をお願いするものであります。</p>	
2	まさ ば ひずる 政場 秀 (1959年9月12日生)	1991年4月 学校法人国際科学技術学園勤務 1993年6月 当社入社 2006年4月 当社経営企画部長就任 2008年9月 当社取締役就任(経営企画部担当) 2012年7月 当社取締役副社長就任 2013年9月 当社代表取締役社長就任(現任)  (重要な兼職の状況) 株式会社エス・ロジスティックス代表取締役社長	4,000株
		<p>[取締役候補者とした理由]</p> <p>2006年4月から経営企画部長、2008年9月から取締役として、経営企画部担当、副社長を歴任して、2013年9月から代表取締役社長を務めております。引続き豊富な経験や見識を活かして、当社グループの発展に貢献することができることから、選任をお願いするものであります。</p>	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
3	かきもとてるあき 柿本輝明 (1962年12月21日生)	1985年4月 三井物産株式会社入社 1995年4月 弁護士登録 1998年1月 柿本法律事務所設立(現任) 2001年9月 当社社外取締役就任(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社エヌ・ピー・シー社外監査役 協和化学工業株式会社社外取締役	5,000株
		[社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要] 直接会社経営に關与した経験はありませんが、弁護士として法務及び財務に関する知見を有しており、その専門性及び経営に関する独立性・客観性の観点から、助言・提言ができることから、選任をお願いするものであります。	
4	ばばふみひで 馬場文秀 (1958年11月3日生)	1977年4月 株式会社北海道拓殖銀行入行 1998年11月 株式会社北洋銀行入行 2008年10月 当社入社 当社管理部次長就任 2013年9月 株式会社エス・ロジスティックス取締役就任(現任) 2020年9月 当社取締役経営管理部長就任(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社エス・ロジスティックス取締役	1,500株
		[取締役候補者とした理由] 2013年9月から子会社株式会社エス・ロジスティックス取締役、2020年9月から当社取締役経営管理部長を務めております。今までの経験や見識を活かして、当社グループの発展に貢献できることから、選任をお願いするものであります。	

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 柿本輝明氏は、社外取締役候補者であります。
3. 柿本輝明氏は現在当社の社外取締役であり、その就任期間は本総会終結の時をもって21年間であります。なお、当社は同氏を東京証券取引所に対し独立役員として届け出ております。
4. 当社は、定款において取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めております。これに基づき、取締役候補者である柿本輝明氏と当社との間で、当該責任限定契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間の責任限定契約を継続する予定であります。その契約内容の概要

は次のとおりであります。

- 取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第427条第1項の規定に基づき、法令で定める限度額を限度として、その責任を負う。
- 上記の責任限定が認められるのは、当該取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。



#### 第4号議案 監査役3名選任の件

当社現任監査役3名全員は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
1	つづみ なお み 堤 直 美 (1975年8月1日生)	1998年4月 中央監査法人入所	2,500株
		2001年4月 公認会計士登録 2002年9月 当社社外監査役就任(現任)	
[社外監査役候補者とした理由] 直接会社経営に関与した経験はありませんが、公認会計士の資格を有しており、中立の立場から、コンプライアンスやアカウンタビリティの面から取締役の職務遂行に対する監督機能が期待でき、当社経営の健全性及び透明性をより高めるため、選任をお願いするものであります。			
2	うえだ けい いち 上 田 恵 一 (1956年6月30日生)	1979年4月 監査法人栄光会計事務所入所	一株
		1982年3月 公認会計士登録 1988年7月 中央監査法人入所 1998年7月 中央監査法人代表社員就任 2007年1月 上田恵一公認会計士事務所開設 2015年1月 当社仮監査役就任 2015年9月 当社社外監査役就任(現任)	
[社外監査役候補者とした理由] 直接会社経営に関与した経験はありませんが、公認会計士の資格を有しており、中立の立場から、コンプライアンスやアカウンタビリティの面から取締役の職務遂行に対する監督機能が期待でき、当社経営の健全性及び透明性をより高めるため、選任をお願いするものであります。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
3	よしだ しゅうじ 吉田 周史 (1973年8月3日生)	1997年4月 中央監査法人入所 2000年4月 公認会計士登録 2007年7月 新日本監査法人入所 2013年9月 吉田周史公認会計士事務所 開設(現任) 2015年9月 当社取締役就任 (重要な兼職の状況) 株式会社CEホールディングス社外取締役 (監査等委員) 北雄ラッキー株式会社社外取締役 フュージョン株式会社社外監査役	2,500株
<p>[監査役候補者とした理由]</p> <p>2020年9月まで当社の経理・財務・総務部門の取締役として業務執行を担っていた経験や見識を活かして、今後は監査役として監査・監督機能を十分発揮し、当社の成長・価値向上に貢献することが期待でき、また公認会計士の資格を有しており、コンプライアンスやアカウンタビリティの面からも当社経営の健全性及び透明性をより高めるため、選任をお願いするものであります。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 堤直美、上田恵一の各氏は、社外監査役候補者であります。
3. 堤直美氏は、現在当社の社外監査役であり、その就任期間は本総会終結の時をもって20年間であります。  
上田恵一氏も同様に、現在当社の社外監査役であり、その就任期間は本総会終結の時をもって7年8か月間あります。  
なお、当社は堤直美、上田恵一の各氏を東京証券取引所に対し独立役員として届け出ております。
4. 当社は、社外監査役がその期待される役割を十分に発揮できるように、現行定款において社外監査役との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めております。これに基づき、社外監査役候補者である堤直美、上田恵一の各氏と当社との間で、当該責任限定契約を締結しております。各氏の再任が承認された場合、当社は各氏との間の責任限定契約を継続する予定であります。  
その契約内容の概要は次のとおりであります。
- ・社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第427条第1項の規定に基づき、法令で定める限度額を限度として、その責任を負う。
  - ・上記の責任限定が認められるのは、当該社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

以 上

メ モ

A series of 20 horizontal dashed lines for writing.

# 株主総会会場ご案内図

会場：北海道旭川市4条通9丁目1703番地  
旭川北洋ビル 8階 大ホール  
TEL 0166 (26) 3333



交通：JR旭川駅からタクシーで約5分（徒歩で約10分）

## 新型コロナウイルスに関するお知らせ

新型コロナウイルスの感染が広がっております。株主総会に出席される株主の皆様におかれましては、株主総会開催時点での流行状況やご自身の体調をご確認のうえ、マスク着用などの感染予防策にご配慮いただき、ご来場くださいますようお願い申し上げます。また、株主総会会場において、感染予防のための措置を講じる場合がありますので、ご協力くださいますようお願い申し上げます。